

尾道市立大学大学院美術研究科細則運用方針

平成24年4月1日

(第14条関係)

第1 修了作品及び副論文の提出について

- 1 副論文・修了作品の詳細な提出期限は毎年10月末日までに対象学年の院生に通知するものとし、副論文の提出は1月中旬、修了作品の提出期限は修了年度の2月とする。
- 2 特別の事由により所定の期限内に提出できない場合は、願い出により指導教員の承認を得て、研究科長に届け出なければならない。提出期限は、修了制作展の搬入までとする。

(第15条関係)

第2 「修了作品及び副論文審査要旨」の作品及び審査の手続について

- 1 修了作品、副論文の評価は、合格又は不合格とする。ただし修了認定者の合格者の学業成績原簿には、5、4、3又は2の評点をもって記載する。
- 2 修了作品が不合格の場合、副論文が合格であっても不合格とする。修了作品が合格で副論文が不合格の場合、担当教員と論文審査に当たる教員とで合議し、短期間での再提出を求め、再提出論文に基づいて再審査することができる。
- 3 「修了作品及び副論文審査要旨」は、別記様式のとおりとし、審査に当たった教員は署名・押印する。
- 4 最終評価は、研究科委員会において報告する。

(第23条関係)

第3 再入学を志願するものについては、修士課程へ志願する者と同様に当該年度の願書受理期間に、出願するものとする。

付 則

この運用方針は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この運用方針は、平成27年4月1日から施行する。

様式 (第2 関係)

修了作品及び副論文審査要旨

合格	不合格

コース		氏名	
修了作品名			
副論文題目			

作品審査 主査

副査

副論文審査

年 月 日
年 月 日